

(高槻市立〇〇中学校)

報 告 書

令和7年2月19日

高槻市教育委員会

目次

1	対象生徒	P 1
2	関係生徒	P 1
3	対象生徒の欠席日数	P 1
4	調査の概要	P 1
5	調査対象となった事実について	P 2
6	本事案における学校の対応の課題点について	P 4
7	再発防止に向けた学校の取組について	P 5
8	教育委員会の見解	P 6

6 本事案における学校の対応の課題点について

(1) 特別活動や道徳科を要としたいじめの未然防止の取組について

当該中学校においては、これまでも特別活動や道徳科の授業を通して、相手を思いやり、他者との良好な人間関係の形成に向けた指導の充実を図ってきた。しかし、本事案を通して、物やお金に対する価値観の未熟さ、他者への共感力の欠如、そして道徳的な判断力や責任感の不足などの課題が見られたことから、特別活動や道徳科を要とした教育活動全体で、いじめの未然防止に向けた取組のさらなる充実を図る必要がある。

(2) 小中学校間の連携について

AとBは同じ小学校出身であることから、本事案が生じた背景にあるAとBの関係性を理解し、より関係生徒の課題に迫る指導や支援につなげるためにも、事案生起後に、連携型小中一貫教育の枠組みの中で情報共有を密に行い、必要に応じて対策会議に小学校教職員が参加をするなど、小中学校が連携した生徒指導体制の充実に努める必要がある。

7 再発防止に向けた学校の取組について

(1) 本事案から見えてきた課題を踏まえた道徳教育や情報モラル教育、人権教育等の充実について

- ① 異なる価値観や考え方を尊重し、相手の立場や気持ちに対して配慮することや、法を遵守する態度を育むため、道徳科の内容項目「相互理解、寛容」、「遵法精神、公德心」を次年度の重点項目に位置づけ、小中学校9年間を見通した発達段階に応じた道徳教育における指導計画を策定し、道徳科の授業だけでなく学校教育活動全体で推進する。
- ② 例年実施している犯罪非行防止教室について、事前に警察と学校が本事案に係る課題意識を十分に共有し、生徒間による金銭の受け渡しが重大な事態に発展することの危険性や、お金の価値観を正しく理解すること等を踏まえた指導内容を計画する。
また、各家庭で SNS やインターネットの使い方等について考える機会を設けられるよう、情報モラル教室においては、講演内容を、生徒だけでなく保護者の視聴もできるようオンデマンドでの配信を計画し、確実に実施する。
- ③ 生徒の発達段階に即した人間関係形成に向けた指導や、学級活動の充実を図るため、人権教育を基盤とした特別活動が展開できるよう、年間指導計画や学習内容の見直しを行う。

(2) 小中学校間の連携について

- ① 学校においては、表出する問題行動だけではなく、心理面・学習面・社会面・健康面・家庭面など、多面的・多角的に生徒の理解が進むように、学習指導や生徒指導等において個々の生徒に応じた指導や支援等について、小中学校間での更なる連携を図る。
- ② 小中学校間での連携を強化し、集団の課題等を共有した上で、発達段階に応じた系統的な指導の充実を図る。

8 教育委員会の見解

本事案における当該の学校の対応を振り返ると、いじめ防止対策推進法に示される「いじめに対する措置」に基づき、当該の学校では、関係教職員らが事案と向き合い、当該生徒の健全な心身の成長を図ることを目的とした指導を行ってきたものとする。

いじめに関する相談があった際には、学校は、関係生徒のプライバシーに配慮しつつ、事実関係を迅速かつ丁寧に調査し、複数の教職員が連携して、関係者への聞き取り調査や状況証拠の収集を行い、客観的な事実を明らかにするなど、初期対応における最も重要な事実の固定に注力していた。

また、被害生徒に対しては、心理的なケアを徹底し、学校生活への適応について支援を行うとともに、安全な学習環境を確保するため、いじめを行った生徒との接触を避け、安心して学校生活を送れるよう配慮するとともに、保護者とも連携し、家庭での支援についても相談を行った。

また、いじめを行った生徒に対しては、その背景にある要因を深く分析し、保護者と連携し個別指導を行うとともに、保護者同席のもと校長から当該生徒に対する厳重注意の場を設けることで、行った行為が周囲の人々に与えた影響の大きさを認識させ、その行為の重大性を理解させることに努めた。

その後も、当該の両保護者と、本事案に関する情報を定期的に共有し、学校と家庭が連携して生徒の指導と支援に取り組んできた。

学校という集団生活の場においては、生徒間の人間関係におけるトラブルは必然的に生起するものである。しかし、こういったトラブルが生じた際に、発達段階に応じて、教職員が適切に介入し、生徒が社会において自立的に生きる基礎を培うための力を育むことが学校の役割である。

当該の学校では、本事案においても、教職員がその役割を十分に認識し対応してきたが、こうした指導を通して明らかになった生徒の課題について、学校として取り組むべきことは何かを考え、学校教育活動のさらなる充実を図ることが、生徒の内面的な成長や、教職員一人一人の生徒指導に係る専門性の向上につながるものとする。

そのため、教育委員会としても、今回学校が示した再発防止に向けた取組について、どのような効果が表れているのか検証する機会を設け、実効性のある取組になるよう、指導を徹底するとともに、当該の学校だけでなく、本市全小中学校において、いじめ防止の取組を徹底していく。